

八峰白神ジオパーク旅行商品造成補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、八峰白神ジオパーク旅行商品造成補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 八峰白神ジオパークの魅力を活用した旅行商品を企画・販売する者に対して補助を行うことにより、当該旅行商品の造成を促し、八峰白神ジオパークの利用促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 対象とする事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める登録を受けた者とし、日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた者とする。

(補助事業の内容)

第4条 補助事業の内容は別表1のとおりとし、予算の範囲内において実施する。

2 本補助金の額は、次の通りとする。

- (1) 参加者（バス運転手その他スタッフを除く。以下同じ。）の数が10名以上で実施したとき
 - ・交通費、企画及び広報に要した経費（上限5万円）
- (2) 参加者の数が10名に満たない場合、又は中止したとき
 - ・企画及び広報に要した経費（上限5万円）

(申請書の提出)

第5条 補助を受けようとする事業者は、八峰白神ジオパーク旅行商品造成補助金交付申請書（様式第1号）を八峰白神ジオパーク推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(事業の承認)

第6条 会長は、前条の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、対象事業として認めるときは、八峰白神ジオパーク旅行商品造成補助金承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、計画通りに事業が実施されない場合は、承認を取り消すことができるものとする。

(変更又は中止の承認)

第7条 前条の規定により承認を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

(実施事業者の責務)

第8条 実施事業者は、ツアーの参加募集チラシ等にジオパークのロゴマーク及び「このツアーは八峰白神ジオパーク旅行商品造成補助金を受けて実施しています」等の文言を入れるものとする。

(実績報告)

第9条 実施事業者は、事業が完了したときは、八峰白神ジオパーク旅行商品造成補助金実績報告書（様式第5号）に実績を確認できる書類の写し等を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

(実績の確認及び金額の確定等)

第10条 会長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、実績の確認を行い、助成金額を確定し、八峰白神ジオパーク旅行商品造成補助金確定通知書（様式第6号）により実施事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 実施事業者は、前条の通知を受けたときは、八峰白神ジオパーク旅行商品造成補助金請求書（様式第7号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、実施事業者から前項の請求書を受理したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(取り消し及び返還)

第12条 会長は、実施事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象の事業の承認を取り消し、すでに支出した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

(別表1)

・補助対象事業
以下の要件をすべて満たすツアー
①ジオパークエリア内の別表2に定める見どころを1カ所以上周遊すること。(トイレ休憩等の短時間の滞在は認めない。)なお、旅程中にジオパークエリア外の観光地を入れることは認めるが、これらが主体となるツアー行程は認めない。
②ジオパークエリア内の地域の食材を使用した食事、またはジオパークエリア内での食事を1回以上とること。
③ジオパークエリア内の別表2に定める見どころにて、ジオパークガイドを1回以上利用すること。
④マスメディアやインターネット等を通じて、広くジオパークエリア内外から参加者を募ること(補助事業者の構成員、協賛者、会員、従業員等にだけ募集をかけての実施は認めない。)
⑤本助成金を受けて実施するツアーに対して、本助成金以外に地方公共団体その他公的団体から補助金、助成金等を交付されていないこと。ただし、新型コロナウイルス対策関連事業の補助金、助成金等は除く。
⑥次に該当する旅行ではないこと ・宗教活動、政治活動の一環としての旅行 ・企業の報奨、研修、誘致等の旅行 ・学校行事としての旅行
⑦最小催行人数を10名以上として募集をすること。

(別表2)

No.	見どころの名称	地区
1	ポンポコ山の砂丘	峰浜
2	高野々断層	峰浜
3	交差する段丘	峰浜
4	水沢川河岸段丘	峰浜
5	手這坂	峰浜
6	留山	八森
7	白瀑と白瀑神社	八森
8	泊海岸	八森
9	椿海岸の柱状節理	八森
10	発盛鉱業所跡	八森
11	白神のスフィンクス	八森
12	ペペライト	八森
13	御所の台	八森
14	濤安の乙女	八森
15	三十釜	八森
16	小入川地区	八森
17	岩館の貫入岩体	八森
18	チゴキ崎	八森
19	黒滝と編笠岩	八森
20	旧青秋林道終点	八森